

【ご注意】この条件書は主に航空券に関する取扱い条件書です。

留学先の学校やホームステイ・寮などの滞在、留学先の最寄空港から滞在先までの空港送迎など

留学に関する申込条件は「留学プログラム約款」を必ずご覧ください。

株式会社 留学ジャーナル

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 34 JR信濃町ビル 6F

TEL:(03)5312-4421 FAX:(03)5312-4465

観光庁長官登録旅行業第1695号

社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

旅行・航空券取扱い条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める、「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

第1条 手配旅行契約

- お客様と株式会社留学ジャーナル(東京都新宿区信濃町 34 JR信濃町ビル 6F 観光庁長官(旧:国土交通大臣)登録旅行業第 1695 号(以下「当社」といいます))とは、手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 当社がお客様のご依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- 当社は旅行の手配にあたり、航空会社を含む運送機関・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行代金」といいます。)の他、所定の取扱い料金を申し受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、および当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。従って、満員、休業、条件不相当等の理由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその責務を果たしたときには、所定の取扱い料金をお支払いいただきます。

第2条 旅行契約の成立

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立します。
- 上記 1 にかかわらず、次の書面を交付した場合は、申込金の支払いを受けることなく契約が成立します。
 - 申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付(郵送を含む)した場合。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。ただし、当該契約において E メール、FAX 等による承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立します。
 - 当社留学プログラム申込後に交付する、「留学手続き引受確認書」にて航空券の予約を確認する旨を通知した場合。
- 申込金は、旅行代金または変更・取消に関わる実費、および変更・取消手続きに関わる当社手数料の一部として、その他当社に支払うべき費用の一部として取扱います。

第3条 通信契約

当社では、クレジットカード決済等による通信契約は行っておりません。

第4条 申込条件

- 申込時点で 20 歳未満の方は、保護者の同意が必要です。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨申込時にお申し出ください。この場合、医師の診断書をご提出いただく場合があります。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合や、運送・宿泊機関等の判断により申込をお断りさせていただく場合もあります。
- その他当社の業務上の都合により申込をお断りする場合があります。

第5条 航空券について

- 航空券は、お客様に直接郵送にてお送りする場合と出発予定空港にてお渡しする場合があります。出発前の最終案内の際に別途お知らせします。
- 航空券は E チケットの場合があります。E チケットとは、紙ではなく電子データで発券し航空会社コンピュータに保管される航空券です。お客様には発券内容が記載された E チケット控をお渡します。旅程終了時まで携帯し、航空会社や入国審査官の求めに応じて提示してください。

- 海外からの復路便等の変更可能な航空券をお持ちの場合は、当社からご案内しない限り、原則としてお客様ご自身で変更を行っていただきます。変更手続きの方法については、出発前の最終案内の際に別途お知らせします。
- 最初の航空機利用区間搭乗後の未使用区間の航空券の払い戻しはお受けできません。

第6条 旅行代金・航空券代金

- 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用および当社所定の旅行業務取扱い料金(変更手数料および取消手数料を除きます。)をいいます。
- 航空券代金とは、運賃本体(平日/週末運賃、日本国内・海外追加運賃、途中降機費用、マイルアップ加算額等の合算額)、と付加運賃(燃油サーチャージ等)、空港諸税(空港施設使用料、旅客保安料、通行税等)、航空保険特別料金等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港諸税、航空保険特別料金の金額は、運賃本体とは別途ご請求させていただきます。
- 航空券代金は発券時に有効な運賃本体、付加運賃、空港諸税、航空保険特別料金の合計額となります。予約後発券までの間に航空会社による運賃の値上げ、E チケット発券不可、IATA 通貨換算率(国際航空運送協会が設定する運賃換算用の換算率)の変更、為替レートの急激な変動および天災等当社の管理し得ない事由で運賃(運賃本体、付加運賃)、料金に変更が生じた場合や、付加運賃、料金、空港諸税等が新設・金額変更となった場合は、予約時にご案内した金額から追加請求または返金します。発券後の追加請求・返金はいたしません。なお、概算見積書の航空券代金は運賃検索日に有効なものとなりますので、あらかじめご了承ください。
- PEX 航空券(正規割引航空券)等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、航空券代の一部金あるいは旅行代金の全額を申込時にお支払いいただく場合があります。

第7条 旅行代金・航空券代金のお支払い

旅行代金および航空券代金は、請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。旅行代金および航空券代金の支払い期日は、航空券の種類によって異なります。また、ピーク時期や混雑状況等航空会社の予約事情により急遽購入(発券)依頼が入ることもあり、その場合は支払い時期が早まります。

第8条 旅行代金・航空券代金の変更

- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金および航空券代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金および航空券代金を変更することがあります。
- お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく復路便を放棄された場合(片道のみ利用された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

第9条 取消待ちの手配

申込の段階で、満席その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで取消待ちの手配を承り、予約可能となるよう手配努力をします。この場合でも当社は上記の申込金を申し受けます。(予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様より取消・変更のお申し出があった場合」または「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。取消待ちの場合、旅行契約は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

第10条 契約内容の変更

- お客様が契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合当社は、旅行代金および航空券代金を変更することがあります。また次の料金を申し受けます。
 - 変更のために運送・宿泊機関等に支払う変更料・取消料・違約料(すでに航空券を発券している場合の払い戻し手数料を含みます。)
 - 当社所定の変更手数料
 - 航空券の変更についての規定および変更料・変更手数料については、申込の旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙「航空券予約 変更・取消手続き料金のご案内」にてご確認ください。
- 契約内容の変更とは、同一のお客様が同一の運送・宿泊機関等を利用し、当初の出発日から起算し2ヵ月以内の間で利用日、利用便、航空券の種類等を変更する場合をいいます。同一の運送・宿泊機関等を利用しない場合は変更ではなく、取消・新規契約の扱いとなります。その場合、運送・宿泊機関等が定めた取消料の他、当社所定の取消手数料を別途申し受けます。
- 申込後の氏名(英語のスペル)の変更・訂正、大人・子供の種別・性別の修正、旅行者交代は変更ではなく、取消・新規契約の扱いとなります。その場合、運送・宿泊機関等が定めた取消料の他、当社所定の取消手数料を別途申し受けます。

第11条 契約の解除

- お客様による任意解除
お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、申込店の営業時間内にお受けします。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価
 - お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払い戻し手数料を含みます。)
 - 当社所定の取消手数料
 - 当社が得るはずであった取扱い料金
- お客様の責に帰すべき事由に起因する解除
お客様が第7条に規定する期日までに旅行代金および航空券代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価
 - お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払い戻し手数料を含みます。)
 - 当社所定の取消手数料
 - 当社が得るはずであった取扱い料金
 - 本項および前項に基づき、航空券の変更についての規定および取消料・取消手数料については、申込の旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙「航空券予約 変更・取消手続き料金のご案内」にてご確認ください。
- 当社の責に帰すべき事由に起因する解除
お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、標準旅行業約款手配旅行契約の部第15条により、当社はおお客様がすでにその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対してすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を除いて、すでに収受した旅行代金をお客様に返金致します。ただし、お客様が当社に依頼されず、ご自身で別途手配された分については、お客様ご自身の負担となります。

第12条 利用条件

- 航空会社の都合、満席等の事由により、お客様の希望する便の航空券が手配できない場合は、発着日、発着空港、利用便、ルートの変更または利用する航空会社等を変更していただく場合があります。
- 予約内容が航空会社のスケジュール改定、その他の予約管理上の都合により変更される場合があります。
- 航空会社ごとに予約期間・購入(発券)期限・変更可否・取消・変更に関わる航空会社手数料等が定められていますのでご注意ください。
- 当社の責によらず、査証取得等に時間がかかり出発時期が変更になった場合、査証等が発給されなかった場合は、変更料、取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払い戻し手数料を含みます。)、および当社所定の変更手数料、取消手数料を申し受けます。

第13条 免責事項

- 天災地変、戦乱、ストライキ、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合、またはお客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねます。
- お客様の事情により搭乗拒否された場合
- 航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により、予約を取り消されまたは搭乗を拒否された場合
- 航空会社の都合による遅延、欠航等にもない代替便となった場合、または乗継便に間に合わなかった場合
- お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合
- お客様が航空券等を紛失または盗難に遭われた場合、
- その他、当社の管理外の事由によりお客様が損害を被られた場合

第14条 注意事項

- 申込まれた英語の氏名は、パスポートの記載通りをお願いします。
- 申込まれた旅行参加には、有効残存期間を満たす旅券(パスポート)が必要で、また、今回の旅行に必要な旅券・査証・再入国許可および各種証明書の取得ならびに出入国手続書類の作成等は、お客様ご自身の責任で行っていただきます。査証の要否は国・地域により異なりますので、お早めに大使館・領事館・航空会社等にご確認ください。目的地だけではなく、経由地の査証要否も必ずご確認ください。特に外国籍のお客様はご注意ください。ただし、お客様のご要望により、当社および当社の提携する手配代行者は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行います。なお、査証手配(申請書類作成代行・申請代行)をご依頼いただく場合は、渡航手続代行契約の締結をお願いします。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- 航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時間の変更される場合がありますので、利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。
- 航空会社が無料で預かる手荷物(受託手荷物)の無料・有料および適用条件は、航空会社ごとに、方面・路線・搭乗クラス・マイル会員資格・チェックイン方法等によって異なりますので、航空会社のホームページ等にてご確認ください。
- 航空会社のマイルサービスについては、お客様と航空会社の会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイルに関しての責任は当社では負いかねます。

第15条 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際にお伺いする個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様が申込まれた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

また、ご提供いただいた個人情報について、当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、当社および当社と提携する企業の商品やサービスならびにキャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供、旅行参加後のご意見や感想等アンケートのお願いのため、その他統計資料作成のために利用させていただきます。

本個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ記載の「プライバシーポリシー」をご参照ください。(http://www.ryugaku.co.jp/privacy/)

第16条 その他

海外危険情報・渡航情報・保健衛生のご案内
渡航先(国、または地域)によって外務省より危険情報等の安全関係の海外渡航関連情報が発表されている場合があります。海外渡航関連情報は、外務省海外安全相談センター等でもご確認ください。(TEL: 03-3580-3311 URL: http://www.anzen.mofa.go.jp/) 渡航先(国、または地域)の衛生状況については、厚生労働省海外感染症情報で確認ください。(URL: http://www.forth.go.jp/) より安心して出発していただくためにも、渡航中の病気や事故・盗難に備えて、海外旅行傷害保険・海外留学保険に必ずご加入されることをおすすめします。

* 2012年4月より適用

別紙

変更・取消手続き料金のご案内

以下の印がついた航空券種類が予約手配を行うものです。航空券予約後の変更および取消についての規定、手数料について必ずご確認ください。

格安航空券(ディスカウントチケット)

申込成立後、航空券の申込内容の変更や取消をされる場合は、下記の変更料および取消料をご請求します。

また、早期発券制限のある航空券等の変更・取消料については、利用航空会社ごとに異なる変更・取消規定に記載されているものが適用となります。

解約日・変更日	取消料		変更料
	通常期	ピーク期	
出発日の前日から起算して60日～31日前	5,000円	15,000円	無料
出発日の前日から起算して30～15日前	20,000円	30,000円	ピーク期:取消料と同額
			通常期:無料
出発日の前日から起算して14～3日前	30,000円	40,000円	取消料と同額
出発日の前日から起算して2日目に当たる日と前日	50,000円	60,000円	取消料と同額
出発日当日および旅行開始日以降	航空券代金全額	航空券代金全額	航空券代金全額

*ピーク期:4月25日～5月5日、8月5日～15日、12月20日～1月5日の期間における出発をいいます。

*通常期:上記ピーク期以外の期間における出発をいいます。

早期購入(発券)期限が設定されている航空券

早期発券制限のある航空券の場合、上記格安航空券(ディスカウントチケット)にあげた変更・取消料にかわり、下記の変更料・取消料が適用されます。

- ①予約後 日目以降 変更の場合は _____ 円/取消の場合は _____ 円
- ②出発日の前日から起算して 日～ 日前まで 変更の場合は _____ 円/取消の場合は _____ 円
- ③出発日の前日から起算して 日～ 日前まで 変更の場合は _____ 円/取消の場合は _____ 円
- ④出発日当日および旅行開始日以降 変更の場合は _____ 円/取消の場合は _____ 円

PEX 航空券(正規割引航空券)

PEX 航空券(正規割引航空券)は予約手配1件につき5,250円(税込)の航空券販売手数料が必要となります。

航空券販売手数料は、当社が航空会社または手配会社に予約をした時点から発生し、万一、手配の変更・取消になった場合でも返金はいたしません。

予約後の変更・取消は、以下の変更料あるいは取消料を申し受けます。

発券後の変更および取消をする場合には、当社の定める変更料・取消料に加え、当社が航空会社等に支払いが生じる実費が必要となります。

また、出発日当日以降は変更・取消ができない場合があります。

購入(発券)期限: _____ 月 _____ 日() 変更料: _____ 円/取消料: _____ 円

①購入(発券)期限前日まで : 変更・取消の場合は、変更・取消手数料2,100円が必要となります。

②購入(発券)期限以降 : 変更の場合は、変更料+変更手数料2,100円が必要となります。

: 取消の場合は、取消料+取消手数料2,100円が必要となります。

MEMO